

## 第 28 回「政策推進作業部会」議事概要

日 時 平成 28 年 11 月 7 日（月）13：30～14：35  
場 所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室  
出席者 委 員：常本部会長、石森委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐藤委員、篠田委員、  
本田委員、丸子委員  
事務局：松永内閣審議官、對馬内閣審議官、内閣参事官ほか  
傍 聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省ほか

### 議 事

#### 1. 地域におけるアイヌ文化復興の取組事例について

##### ①平取町より次のとおり説明

- 民族共生象徴空間、アイヌ文化の復興、民族の共生などに関する取組について、鋭意進められていることに対して心から感謝を申し上げたい。本日は象徴空間「広域関連区域」としての平取町の役割について説明させていただく。

平取町では、アイヌ文化伝承・指導者育成システム、及び原材料供給システムに活用できるフィールドとして広域関連区域内で関連事業が実施・計画されている。平取町は総面積が 743 km<sup>2</sup>でそのうち 82%が森林と、兵庫県の淡路島より大きな面積を有している。先人の偉業のもとアイヌとしての独自の文化を失うことなく、儀礼、儀式、舞踊、言語、伝統工芸が現在も継承されており、伝統技術の継承、つまり親から子へ、子から孫への系譜の維持に努めている。沙流川流域では国との連携のもとでアイヌ文化保全に努めているとともに、国有林や三井物産株式会社の社有林においてもアイヌ文化の保全・保護に関する協定を締結し、広大な自然空間、河川、森林の活用が可能となっている。「平取地域イオル再生事業」については 3 つの空間があり、「イオルの森」は町民の森をイオルの森に条例を改正しこれが 210ha、「コタンの再現」は 6,000 m<sup>2</sup>、「水辺空間」は 12ha あり、特に水辺空間では伝承活動に必要なヒエ、アワ、キビなどの穀物類の栽培をしており、ここで収穫された作物は各団体や町内学校給食などへ提供されている。「かわまちづくり支援事業」は、北海道開発局の支援によりまちづくりと一体となった水辺整備が実施・計画されている。「二風谷地区再整備事業」は、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年で平取町の地域特性を活かした再整備を実施・計画している。二風谷地区については、アイヌ文化博物館、萱野茂二風谷アイヌ資料館、伝統工芸、アイヌ語教室、伝統舞踊等の活動拠点でもあり、文化的所産が集積されている。「21 世紀・アイヌ文化伝承の森」事業は、平成 25 年 4 月に北海道森林管理局と平取町、アイヌ協会の 3 者と協定を締結し、アイヌ文化復興のための森づくりを実施している。

次に象徴空間「広域関連区域」に係る平取町の役割については、広大なフィールドと文化的所産の活用による文化伝承・人材育成、原材料供給機能が発揮可能であり、アイヌ文化伝承・指導者育成システム構築及び原材料供給システム整備の具体的内容として、平取町における広域の自然空間を基にしながら、現在平取町で活動・実施している主な事業等を掲載している。

「二風谷アイヌ文化博物館の蓄積」や「文化的景観保護推進事業」など活用できる仕組みとノウハウを基に、「アイヌ文化の伝承・指導者育成システム」を構築しながら、研修カリキュラムとして「アイヌ語・口承文芸学習」や「伝承地ガイドの学習」などを計画している。指導者育成組織としては会員 19 名からなる二風谷民芸組合などがあり、二風谷イタについては沙流川流域に古くから伝統紋様を受け継ぎ担い手育成にも取り組んでいる。伝統工芸の町として古くからアイヌの伝統工芸品を受け継ぎ、トラディショナルなデザインに現代のデザインを組み込んだ作品を作り出している。二風谷アットゥシも全国に流通しており、経済産業省から平成 25 年 3 月に北海道で初めて伝統的工芸品としてイタとアットゥシが指定された。また、二風谷のアイヌ語教室の活動については、月 2 回開催の大人の部が在籍 27 名、毎週開催の小学 1 年生から中学 3 年生までの子どもの部が在籍 17 名となっており、歌や踊り、紙芝居、カルタ、カードなどを使いながら体で覚える学習を実施している。更に小学校での総合学習での授業も年間を通じて行われている。アイヌ語を話せる人が少なくなり危機的言語と言われているが、1987 年から今日まで約 30 年間、町が支援をしながら学習を継続している。そのほかには、ニュージーランドのマオリ族の言語復興を成し遂げたテ・アタランギ法をアイヌ語に組み入れ

週1回勉強会を開催している。合宿も年に数回行っており、様似、札幌、白老、遠くは千葉県の大学生なども参加いただくなど、言語復興に力を注いでいる。博物館前のチセにおいては、口承文芸としての語り部も定期的に開催をしている。これらの組織、活動を基に、短期・長期育成コースを設けながら人材育成をし、象徴空間、あるいは広域関連区域等に貢献してまいりたい。

「平取地域イオル再生事業」「21世紀・アイヌ文化伝承の森」などは原材料供給システムとして、国有林、社有林、町有林、河川空間を活用し木彫工芸品、アットゥシ、食文化に関する必要な原材料の供給などにより、象徴空間及び広域関連区域等に貢献していきたいと考えている。

以上のように、象徴空間においてアイヌ文化等に関する国民の理解促進を図るために必要な文化伝承、人材育成、体験交流に関わる伝承者、実務的指導者育成と、そのために必要な原材料供給の機能を果たしたいと考えている。また、これらの提案については2020年の象徴空間整備に合わせながら取り組む必要があると考えている。町としては、将来的にアイヌ文化を生業として継承していくことを大きな目標にシステム化を考えている。

「象徴空間」と6つの「広域関連区域」が連携し、盛り上げていくことが一層のアイヌ文化理解促進につながるものと確信をしている。特に白老町と平取町は相互に隣接しているので、機能を分担することによりネットワーク化の先行的モデルケースとして役割を果たせるのではないかと考えている。

これまで説明したシステムをタイムスケジュールに合わせて動かすためには、国のサポートがあれば象徴空間と広域関連区域とが更に連携して機能を発揮することができるものと考えているのでよろしくお願ひしたい。

## ②主な質疑応答

- 国有林や三井物産株式会社の社有林の活用について非常に大切なことだと思う。これは白老町でも実施されていることかと思うが、そこの連携や整合性は図りながら進めているのか。
- 国有林については約3,000haほど、三井物産社有林については約4,000haほどあり、いずれも平取本町の近くにあるためいろいろな作業ができる身近な森として活用されている。文化的重要景観という面やアイヌ文化に必要な素材の提供、あるいは森づくりなどに御協力をいただいている。
- 白老町のイオル再生事業においては、植栽してそれを刈り取る時に費用がかかるため、先住民の文化的活動に対する配慮があるとのことだが、平取町においては持続可能な森林経営のために国有林等においてそのような配慮はなされているのか。
- 「21世紀・アイヌ文化伝承の森」プロジェクトとして、北海道アイヌ協会平取支部、北海道森林管理局、町の3者で協定を締結し、広葉樹の植林などを実施しているところだが、現在は試験栽培を実施しているところであり配慮（伐採）にはまだ及んでいない。
- 大変よく積極的に進めておられることに感謝したいと思う。
- 今日、改めてお話を伺って本当に素晴らしい取り組みをされていると思った。10年以上、平取町は多額のお金をアイヌ文化復興のために投じられ、その姿勢を示してきたことを改めて感じる事ができた。このように広域関連区域において自分たちがまずやるという姿勢をそれぞれが示すことが一番重要だと感じた。こういった広域関連区域の姿勢に対して、国ではこれをどのように結びつけて進めていこうとしているのか、それが今後の国の動きとどのように連動していくのかについてお伺ひしたい。
- 平取町の取組は長年にわたって培われたものですばらしいことだと考えている。どうやって文化を復興させるのか、そしてそれをそれぞれの地域でどう進めていくのかは重要な課題であると認識している。先ほどの森林の活用についても、実際には平取町と北海道森林管理局等が進めて実現したのだが、このように国としてバックアップして一体的に進めていかなければならないし、それが広域関連区域のなかでのナショナルセンターとしての役割だと思っている。他にも、平取町において検討をしている様々なことについて、例えば今年度は地方創生交付金の申請があったが、それを内閣官房として地方創生本部とも連携し支援をしているし、伝産品の認定についても北海道経済産業局が進めてきた。こういう動きを一つ一つ、政府全体一体となって進めていきたい。
- 平取町の進めているアイヌ施策にはこの十数年、若干の関わりを持たせていただいているが、常日ごろ、平取町の御苦労、御努力には大変感銘を受けているので、是非これからも象徴空間という国家プロジェクトにお力を貸していただきたいと思う。一地域の問題ではなくオールアイヌ民族のために

お力をお貸しいただきたい。

## 2. アイヌ遺骨について

### ①文部科学省より次のとおり説明

- 博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する調査結果について説明する。本件については既に7月28日開催の第26回政策推進作業部会において中間報告をしたところだが、その後、いくつかの博物館から追加報告があったのでそれを踏まえて情報を精査し、11月4日現在の状況をまとめたので報告する。

※調査結果については公表前のため略。

### ②主な質疑応答

- 最終的な数と認識していいか。
  - 私どもが最終的に確認した数ということ。
- 資料としては非公開とされているが、調査結果については何らかの形で公表されることになるのか。
  - 現在検討しているところ。

## 3. その他

### (1) 北海道アイヌ協会からの提言について

#### ①北海道アイヌ協会より次のとおり説明

- 先日、文部科学省において「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に関するパブリックコメントが実施され、北海道アイヌ協会として意見書を提出したところ。次期学習指導要領は、児童・生徒が主体を持って学習できるように、今までは小中高で分けていたものを全部一緒に行うという改革がなされている。文科省が実施したパブリックコメントは教科ごとの意見の募集なのでそのように協会として意見を提出したのだが、アイヌが先住民族であることを国が認識し次期学習指導要領に反映させていくことの説明は後ほどし、先に当協会理事長が世界考古学会議で発表した内容と、それから森林認証について説明させていただく。

「世界考古学会議」全体会における当協会理事長の発表については、先住民族アイヌの法制史概要を基に、現時点での様々な情報も加えて発言した。この会議は1,600人の参加者と国内350人の考古学者が出席したもの。まずは「北海道の開拓政策によってアイヌ民族への急激な同化政策や人種差別、アイヌ民族の居住域を「無主の地」とし土地や資源、文化などが国内外の法的枠組みによって制限を受けた150年があった」と発言しているが、これは明治の新しい近代国家になってからの150年ということではなく、150年の中にどのような背景があって、今、私たちが生きているちょっと前までにどのような形で変わっていったのかという変遷について述べたもの。そのうえで「あらゆる教育分野や法体系への評価や影響を与えていくという、「倫理」や「社会」、「人権」に配慮した実践的取組と社会発信をして頂きたい」と訴えている。そして「考古学、自然人類学、文化人類学、歴史学、言語学などの研究は、それぞれ分野別に、さらには人文系、理学系、医学系にと分断されました。」「アイヌ自らが求めるものではなく、「研究する側」、「研究される側」との大きな分断もさらに加えられて、「主体」と「客体」の関係性として当然視され、固定化し続けました」としている。これは先ほどの文科省に対する次期学習指導要領への根幹の要求の考え方となっている。その後、大学や博物館等の遺骨等保管状況調査結果について言及している。「その全体像や副葬品の具体的状況ははまだ未確認です。収集経緯の記録が判然とせず、頭骨と四肢骨が一体化されないもの、副葬品も遺骨との一対確認ができず、返還すること自体ままならない保管状態のものが多くあります」とし、その後海外における遺骨の状況を述べている。最初にイギリスから収集された1865年（慶応元年）のアイヌ人骨盗掘事件、これは全容が解明されていないのだが、イギリスには現在も遺骨があるらしいということを知っているし、文科省や内閣官房にもそのことを報告している。このように現在、この作業部会でテーマとなっていることを取り上げた。次に「ほとんどの日本国民は、明治後期、1910年に「北海道」が「樺太」や「台湾」同様「植民地」との認識の下に、国内法「外国人土地法」が制定されたことを理解しておりませんし、翌1911年、ロシア、アメリカ、イギリス、日本との間でインディアンやアリュート同様にアイヌを先住民族であるとの認識の下に、独自の狩猟権を求めた国際条約「獵虎オ

ットセイ条約」が結ばれた歴史があることを理解しておりません」としている。要するに国内外にアイヌが先住民族だということをこの時点ではっきりと国として法的にも認識して海外と交渉しているということを発言している。「日本国のオリンピックの初参加よりも8年早く、アイヌ民族が1904年のセントルイスオリンピックに「人類学の日」と称した先住民族の付属イベントや競技に参加」して展示された。この前年にも大阪・天王寺で開催された内国勸業博覧会において沖縄の方も一緒に展示された。なお、沖縄はアイヌや台湾と同じく展示するとは何事だ、「土人」ではないということを経済社を挙げて反論を示している。そして最後に「「世界考古学会議全体会」として、今後の日本国内での先住民政策の取組について国際的な後押しと、継続的なモニタリングを続けて頂き、遺跡や遺構、先祖の営みから将来の先住民族の生き方や精神的、哲学的な価値観を見直し、再活性化するような支援機能を考えて頂ければ幸いです」としている。ここには書いていないが、ポー川遺跡等、現在のアイヌ期まで続いている重層遺跡の学術研究を奨励することも必要だと発言した。アイヌの先住民としての歴史軸が確固とされておらず、そのため海外にあるアイヌ遺骨の情報を教えてほしいと問いかけた。そして来年の考古学会議、4年に1回のプレナリーともうひとつ、年度ごとに開催されるのがあるのだが、そこでも先住民が再度議題となる予定である。

次に森林認証について。今年5月開催のアイヌ政策推進会議において、各委員間の議論の中で、森林認証というのは先住民族の認知と土地資源、特に森林がどのような形で認識されているか、それを今後、持続可能な形でどのように関係者あるいは国民が取り組んでいかなければならないかは今後の政策の根幹に関わる非常に重要なことであり、オリンピックの公共施設に認証木材を使うに当たってはクリアしなければならないことという認識を共有した。そのため「「国際森林認証制度」の国内森林への適性導入とその唱導について」という林野庁長官宛ての要望書の文案を作成したところ。

国際森林認証にはFSCとPEFCの2つがあり、当協会として直接折衝している。特にPEFC/SGECは道有林も含めて公有林の管理、審査も実施している。北海道の土地や森そのものがアイヌの変遷の形、法の枠組みに連動している。国際認証には森林に係る労務や文化に関すること、遺跡保護や環境保全、森から発生する収益配分に関することなどが組み込まれている。平取町が取り組まれているのは文化振興法のレベルで実施されているかと思うが、それ以前の慣習法や伝統的経緯を前提として森林を管理するというのが国際森林認証システム。よって北海道の森全体についてということになるので、イオルなど文化に係る活動を行っているところの近隣の森は大切にしていかなければならない。あるいは、その利活用は話し合いの中で進めていかなければならない。以上を受けて林野庁長官宛ての要望書は、森林組合などを含めて小さなところは無理がかかるので、国有林や道有林、大手などの大きなところから適正導入いただき、それを唱導していただくことにより先住民族の認知が促進されるので、是非とも進めていただきたい。

最後に次期学習指導要領について。考古学、自然人類学、文化人類学、歴史学、言語学など、主に民族に関する人種に関する学問領域は、この象徴空間からある程度発信できる形で将来進んでいくべきであり、そして2020年にはこの方向性はどういう形で担保できるのか、作り上げていけるのかに力を注いでいただきたい。それらを踏まえて、科目ごとにこの学習指導要領に意見を出している。

社会、地理歴史、公民では、今まで人権で「差別はしてはいけない」とか、地理的・歴史的なところには入って来ているが、「我が国の国土と歴史」の中に、アイヌが包摂されていることが理解できる枠組みが、これから主体的に生きていく、アイヌとアイヌでない子供たちが日本の国をどう認識するかにこだわっていくということで、ここに意見を述べている。

次に国語では、「アイヌ語」を入れるべきという意見もあったが、まずは受け入れられやすい「古典探究」の中の口承文芸の英雄叙事詩、神話、散文説話などの作品を教科書に取り上げて多くの国民に学習の機会が提供され、古典の中に口承文芸の理解という形で国語にアプローチできないかと考えている。

音楽、芸術についても同じような形で、図画工作についても取り扱われるように。現在5年生でアイヌのアットゥシ織が出てきているが、この辺のところも一考があると思われる。

道徳教育だが、民族意識が希薄かつ単民族的な日本において、アイヌ民族が独自に培ってきた世界観、倫理観の紹介や、多数者の中での少数者である先住民族アイヌのアイデンティティの形成や民族差別解消などに関し、道徳教育の中で、十分な配慮の下に指導していただきたい。

パブコメは教科毎の枠組みでしか意見を受け入れてもらえないため、こういう形で種分けしたが、アイヌ語というのは個人の権利ではなく集団の権利と思っている。遺跡もそうだと思う。しかし憲法では集団の権利というのは認められていないことから、それを超える形でどのように先住民族施策に反映させるか、象徴空間からどう発信できるか、そこが決め手ではないかと思う。

以上は3点については全て連携しているので、是非とも御協力のほどお願いしたい。

## ②文部科学省より次のとおり説明

- 学習指導要領については、中央教育審議会において議論され、8月に検討結果が取りまとめられ、パブコメを行ったところ。12月もしくは1月には答申がなされ、小中学校については今年度、高校については来年度、告示に向けて検討することとなる。協会の要望・パブコメについては関係者にもご覧いただき、検討していただいているところであり、中教審での審議や指導要領の作成の参考とさせていただきたいと考えている。現時点で日本と世界の、とりわけ日本の生活文化の多様性というものに関して、生徒が理解を進めることが重要だとも言われているところであり、検討を進めてまいりたい。

一方、学習指導要領自体は大綱的な基準であり、そこにどう示していけるか検討が必要であり、また学習指導要領に示されたものを先生方に理解していただくことが重要であることから、今後更に検討を進めていきたい。

## ③主な質疑応答

- 先生方の理解と学校での教育が重要というのはその通りで、自分自身も北海道に住んでいてもアイヌに関して体系的な教育を受けていない。後に勉強してこれは本当なのかと、自分の目も耳も疑って今、ここに座っている。国会が決議した先住民族の決議がどういう形で実現可能ということになるのかではないかと思う。集団の権利というのは、個人の権利でできないところを想定しながら修復しなければならない。消滅に瀕した言語を日本人が教材や放送等で全ての人がアクセスできる形にすれば、アイヌ語に親しみを持ってそれに関する復興に力を注ぐ和人もいることから、それによってアイヌも勇気づけられる。わからない先生を今後とも盛り上げていくことが重要と考える。
- 今回の学習指導要領の改定では「社会に開かれた教育課程」として、様々な専門家、地域の方々によって子供達の学びを深めていくという方向性を示している。アイヌの文化を学ぶに当たり、ご助言をいただければと思う。
- 一生懸命やるという方向を示していただき、ありがたいと思っている。今、先生のことが話に出たが、これが一番問題だと思っている。いっぺんに変えるというのはなかなか難しいが、全て教育だと思う。教科書の中で取り上げてもらうには時間がかかるとは思いますが、進んでいくと思うので積極的によろしく願いたい。
- 本当に教育は大事だと思っている。例えば札幌市では1986年から小学校の指導要領の中に取り込まれているが、学生に聞くとほとんど教えられていない。また、アイヌ文化財団作成の副読本もほとんど使われないまま大学まで来ている学生が沢山いる。大学生になって、こんな歴史があったことに驚くと感想に書いている。北海道ではそういうことがいまだに続いているのは一体どういうことなのかと、常日ごろ思いながら教壇に立っているの、何らかの国の指針として示していただきたい。特に、小学校が大事。小学校の先生がしっかり教育してくれたのでアイヌのことを勉強したいという学生は実はたくさんいるので、小中学校のうちにしっかりアイヌのことを学ぶ環境を作っていただければと思う。よろしく願いたい。
- 当作業部会としては、色々と検討すべき事柄の一つとして他と横並びの検討ではなく、国が重い責務を持っている先住民族政策の一環として一層手厚いご検討をお願いしたい。
- 大阪の民博では、見学に来る人からアイヌはどこにいるのかという質問が多かったという。沖縄でも「土人」という言葉が最近問題になったが、もう少しその辺を考慮しながら、どのように進めるかを検討していただきたい。
- 委員のお話を真摯に受け止めて考えたいと思っている。様々な教育内容について、小中高の各段階でどう考えていくかというのは総合的に見させていただく必要があり、様々な課題にどのように対応できるかを全体の中で考えていきたいと思うのでお時間をいただきたい。

## (2) 象徴空間における慰霊施設について

### ①事務局より次のとおり説明

- 前回の部会で、象徴空間の慰霊施設について委員から何点か要望いただいたことにその場でお答えできなかったので、改めて回答させていただきたい。1点目は儀礼を行う建物の前に少し屋根をつけてほしいという要望についてだが、建物の内部も含めて200人程度が雨のときでも濡れずに儀礼に参加できるように、建物の手前に小さな屋根を付けることで対応したい。2点目は、御遺骨を保管する建物の中に遺骨箱を置く壇を設けるのだが、その内部を金箔にしてほしいという要望について。保管される可能性のある大学等が保管している御遺骨が辿られてきた歴史や現状を踏まえ、尊厳のある慰霊となるよう、ふさわしいつくり方にしたいと思っている。しかし、御希望をそのまま実現するのは予算や管理面上、困難な部分もあるのでその点は御理解をいただきたい。各委員から承った思いをしっかり受け止めて対処するようにしたい。

### ②主な質疑応答

- アイヌだからこの程度でいいという問題ではないと思っている。人権を重んずる世界でなくてはならないと思っている。私は金の箱に入りたいというぐらいの思いだから、その思いを少しでもつないでくれる、人権を尊重する提案だと聞いていたので、このことについては私としては納得したいと思う。

## 4. 閉会

- 本日も活発な御議論、御審議、ありがとうございました。本日御報告いただいた平取町の取組をはじめ、地域におけるアイヌ文化の広域関連区域との連携は重要な課題だと考えている。どういったやり方で地域の取組を応援していくことが最も効果的かは国だけでできることではないし、各自治体との連携も必要なので、更に深めていきたいと考えている。また、博物館等におけるアイヌ遺骨及びその副葬品の保管状況等については、今後どのように対応を展開していく必要があるのか検討しなければならぬと認識している。引き続き関係省庁としっかりと意見交換し、アイヌの方々へ納得いただけるような方向性を見出していきたい。北海道アイヌ協会から御提言のあった森林認証制度、次期学習指導要領についても、農林水産省、文部科学省と引き続き緊密な連絡をとり、しっかりとフォローアップしていきたいと考えている。

- 先住民族として根幹に関わる森林認証の件、よろしくお願ひしたいと思う。世界がそれに向いているので、国もきちっとした位置づけでもって対応していただきたいと思う。

11月5日朝日新聞朝刊を見て感激した。立法措置を進めてもらうのをずっと願ってきたことを認識してもらいたい。法律のことは150年間願ってきた。記事では非常にいいことを言ってもらっている。

ポー川遺跡の訪問を北海道知事をお願いしたら、知事、副知事、部長は行って見ている。今度は審議官も一緒に行きましょうということを言いたかった。

来年は北海道命名150年であり、このことはきちっとアイヌも一緒にやろうと皆さんが言ってくれている。踊りを入れて、儀式も含めながら一緒にやろうと。その中で大変よかったのは、北海道は他の都府県とは違い、いろいろなところからたくさんの方が集まって来たのだからしげらみがないと皆さんは言う。しげらみがないのが北海道なんだと。そういう言葉が大きくクローズアップされている。その上で、この150年は開拓150年だけれども、その前に先住民族アイヌがいたのではないかと。それは日本の財産だということを言う人が出てきた。そのことを非常にありがたく感じた。

朝日新聞で言ってくれている法律のこと、私たちが本当に願っていたことを言ってくれていることに本当に感謝しかない。憲法13条で個人を尊重すると定めている。今まで何もしないことは国の責任に値するのだということを全国民にきちっと言っている。やはりこの法精神をきちっとした位置づけにしないといけない。アイヌは公的差別を受けていたと私は思っているので、立場は違うといえども、私は進めてもらいたいので国にはお願ひしたい。このことで一日も早くという願ひがこもっている。

- アイヌの方々の思いをしっかりと受けとめて、その上で、今、様々な施策に至っている問題について総合的に施策の見直しを行い、法的支援策等について検討する。官房長官の御意向でもあるので、誠心誠意しっかりと検討を進めていきたい。

(以上)

